

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																																																												
<p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1類 I P通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 ~ (略)</p> <p>2-4</p> <p>2-5 メニュー5に関する利用料金</p> <p>2-5-1 利用料 (略)</p> <p>2-5-2 加算額</p> <p>(1) ~ (略)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 端末設備に係るもの 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。</p>	<p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1類 I P通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 ~ (略)</p> <p>2-4</p> <p>2-5 メニュー5に関する利用料金</p> <p>2-5-1 利用料 (略)</p> <p>2-5-2 加算額</p> <p>(1) ~ (略)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 端末設備に係るもの 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。</p>																																																												
<p>機器利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">1 装置ごとに月額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top; text-align: center;">回線接続装置</td> <td colspan="2">ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話ルータ）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡易ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話アダプタ）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無線 LAN 内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 内蔵ホームゲートウェイ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">メッシュWi-Fi 機能付回線接続装置（無線 LAN ルータ）</td> <td style="text-align: center;">基本装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">増設装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>V PN 対応ルータ装置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	1 装置ごとに月額			区 分		料 金 額	回線接続装置	ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話ルータ）		(略)	簡易ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話アダプタ）		(略)	無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	(略)		無線 LAN 内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 内蔵ホームゲートウェイ）			メッシュWi-Fi 機能付回線接続装置（無線 LAN ルータ）	基本装置	(略)	増設装置	(略)	V PN 対応ルータ装置	(略)		備考 (略)			<p>機器利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">1 装置ごとに月額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top; text-align: center;">回線接続装置</td> <td colspan="2">ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話ルータ）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡易ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話アダプタ）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無線 LAN 内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 内蔵ホームゲートウェイ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">メッシュWi-Fi 機能付回線接続装置（ギガスマートWi-Fi）</td> <td style="text-align: center;">基本装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">増設装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>V PN 対応ルータ装置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	1 装置ごとに月額			区 分		料 金 額	回線接続装置	ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話ルータ）		(略)	簡易ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話アダプタ）		(略)	無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	(略)		無線 LAN 内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 内蔵ホームゲートウェイ）			メッシュWi-Fi 機能付回線接続装置（ギガスマートWi-Fi）	基本装置	(略)	増設装置	(略)	V PN 対応ルータ装置	(略)		備考 (略)		
1 装置ごとに月額																																																													
区 分		料 金 額																																																											
回線接続装置	ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話ルータ）		(略)																																																										
	簡易ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話アダプタ）		(略)																																																										
	無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	(略)																																																											
	無線 LAN 内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 内蔵ホームゲートウェイ）																																																												
	メッシュWi-Fi 機能付回線接続装置（無線 LAN ルータ）	基本装置	(略)																																																										
		増設装置	(略)																																																										
	V PN 対応ルータ装置	(略)																																																											
	備考 (略)																																																												
1 装置ごとに月額																																																													
区 分		料 金 額																																																											
回線接続装置	ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話ルータ）		(略)																																																										
	簡易ルータ機能付 I P電話対応装置（I P電話アダプタ）		(略)																																																										
	無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	(略)																																																											
	無線 LAN 内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 内蔵ホームゲートウェイ）																																																												
	メッシュWi-Fi 機能付回線接続装置（ギガスマートWi-Fi）	基本装置	(略)																																																										
		増設装置	(略)																																																										
	V PN 対応ルータ装置	(略)																																																											
	備考 (略)																																																												

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和7年8月28日東経営第000200000663号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年9月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (メニュー5の設置に係る工事費の割引)</p> <p>3 当社は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間に、メニュー5のプラン6のものに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であつて、令和8年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (その他)</p> <p>4 この附則第3項に定める場合において、IP通信網契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はIP通信網契約者に負担していただきます。</p>	<p>附 則（令和7年8月28日東経営第000200000663号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年9月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (メニュー5の設置に係る工事費の割引)</p> <p>3 当社は、令和7年9月1日から令和8年1月31日までの間に、メニュー5の10Gb/s品目のプラン6のものに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であつて、令和8年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (その他)</p> <p>4 この附則第3項に定める場合において、IP通信網契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はIP通信網契約者に負担していただきます。</p>

新旧対照

旧	新				
	<p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">割引対象サービス</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">メニュー5の申込みに係る割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">10Gb/sの品目のもの</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">700円（税込価格770円）</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。</p> <p>ウ 割引対象期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ IP通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。</p> <p>オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和8年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。</p> <p>(2) 承諾</p> <p>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア 令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間に申込みがあったもの</p> <p>イ 料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</p> <p>ウ 過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの</p> <p>(3) 割引の適用</p> <p>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。</p> <p>イ アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、(1)の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</p> <p>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</p> <p>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、この附則第3項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第3項の規定を適用しません。</p>	割引対象サービス	メニュー5の申込みに係る割引額	10Gb/sの品目のもの	700円（税込価格770円）
割引対象サービス	メニュー5の申込みに係る割引額				
10Gb/sの品目のもの	700円（税込価格770円）				

新旧対照

旧	新
	<p>(メッシュW i – F i 機能付回線接続装置に係る機器利用料の割引)</p> <p>5 令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間にIP通信網契約者からメッッシュW i – F i 機能付回線接続装置（ギガスマートW i – F i）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和8年11月30日までに当社がその回線接続装置の提供を開始した場合は、その回線接続装置の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月の機器利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-2（加算額）(5)に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>6 当社は、この附則第5項に規定する機器利用料の割引の適用を受けたIP通信網契約について、令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間にメニュー5の10Gb/s品目のプラン6のものに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>7 当社は、令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間に、メニュー5の10Gb/s品目のプラン6のものに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>8 当社は、次のいずれかに該当するメニュー5-1（10Gb/s品目のプラン6に係るもの）を除きます。）又はメニュー5-2のII-1型に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>ア 令和8年2月1日から令和8年2月28日までの間に、メニュー1に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時に行われる申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー1に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和8年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。</p> <p>イ 令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間に、総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時に行われる申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和9年5月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。</p> <p>ウ 令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間に、音声利用IP通信網サービス</p>

新旧対照

旧	新
	<p>契約約款における第1種サービスの契約者から、その第1種契約の解除の通知と同時に行われる申込み（10Gb/sの品目に係るものであって、そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその解除の通知があった音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービスの契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年11月30日までに当社がその契約者回線（その終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）の設置の工事を行ったもの。</p> <p>工 令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間に、当社が別に定める者から行われる申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和8年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。</p> <p>9 この附則第8項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引は、1の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して1のメニュー5に係るIP通信網契約について適用します。</p> <p>10 当社は、この附則第8項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。</p> <p>11 この附則第8項の適用を受けたIP通信網契約について、次の場合には、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ア 現に利用しているメニュー1に係るIP通信網契約の解除の通知を取消したとき。</p> <p>イ 現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消したとき。</p> <p>ウ 現に利用している音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種契約の解除の通知を取消したとき。</p> <p style="text-align: center;">（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）</p> <p>12 当社は、令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間に、次のいずれかに該当する品目等の変更（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和8年11月30日までにその変更の工事を行ったときは、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>ア メニュー5-1又はメニュー5-2（契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものに限ります。）に係るIP通信網契約における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のもの（プラン6に係るものを除きます。）への品目等の変更</p> <p>イ メニュー5-2に係るIP通信網契約における契約者回線の態様による細目がグレード1-2又はグレード2のものからグレード1-1のもの又はメニュー5-1のもの（プラン6に係るものを除きます。）への品目等の変更</p>

新旧対照

旧	新
	<p>(その他)</p> <p>13 この附則第7項、第8項及び第12項に定める場合において、I P通信網契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は I P通信網契約者に負担していただきます。</p>

**音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
<p>附 則（令和7年8月28日東経営第000200000663号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年9月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (第2種サービスの提供の開始に係る工事費の割引)</p> <p>3 当社は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間に、第2種契約（その利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款における附則（令和7年8月28日東経営第000200000663号）第3項の適用を受ける場合に限ります。）の申込み（その利用回線の契約の申込みと同時の場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、令和8年9月30日までに当社がその第2種サービスの提供を開始したときは、その工事に係る交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1に規定する額に代えて、0円を適用します。</p>	<p>附 則（令和7年8月28日東経営第000200000663号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年9月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (第2種サービスの提供の開始に係る工事費の割引)</p> <p>3 当社は、令和7年9月1日から令和8年1月31日までの間に、第2種契約（その利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款における附則（令和7年8月28日東経営第000200000663号）第3項の適用を受ける場合に限ります。）の申込み（その利用回線の契約の申込みと同時の場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、令和8年9月30日までに当社がその第2種サービスの提供を開始したときは、その工事に係る交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1に規定する額に代えて、0円を適用します。</p>

新旧対照

旧	新
	<p>(第2種契約における利用回線の品目等の変更に係る工事費の割引)</p> <p>5 当社は、令和8年2月1日から令和8年5月31日までの間に、第2種サービスにおける利用回線（IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のものに限ります。）について、契約者回線の態様による細目がグレード1-2又はグレード2のものからグレード1-1のもの又はメニュー5-1のもの（プラン6に係るもの）を除きます。）への品目等の変更の請求があり、令和8年11月30日までにその移転又は品目等の変更の工事を行ったときは、その工事に伴う第2種契約に係る交換機等工事費（附加機能に係るもの）を除きます。）について、料金表第2表第2の2-1に規定する額に代えて、0円を適用します。この場合において、第2種サービスに係る基本機能又は上限チャネル数の態様による区別の変更を伴うときは、メニュー1-1のものからメニュー1-2のものへの品目等の変更に限り、この工事費の割引を適用します。</p> <p>(その他)</p> <p>6 この附則第3項、第4項及び第5項に定める場合において、第1種契約者又は第2種契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があつたときは、その割増工事費として加算して適用される額は第1種契約者又は第2種契約者に負担していただきます。</p>